

丹生ダム建設事業に係る費用負担について

1. 事業概要

(現行の事業実施計画に基づき記載)

- (1) 場 所 滋賀県長浜市余呉町 (淀川水系高時川)
- (2) 事業目的
- ・ 洪水調整
 - ・ 流水の正常な機能の維持
(異常渇水時の緊急水の補給を含む。)
 - ・ 新規利水
- (3) 事業主体 独立行政法人水資源機構
(～H5 旧建設省、H6～H15 旧水資源開発公団)
- (4) 工 期 昭和 55 年度～平成 22 年度の予定
- (5) 事業費 総事業費：約 1,100 億円
うち利水分 約 497 億円 (45.2%) うち企業団分約 381 億円 (34.6%)
- ※総事業費約 1,100 億円のうち、約 570 億円 (51.8%) の事業を実施
(平成 26 年度末)。ただし、本体工事は未着工。



2. 経過

- 昭和 55 年 4 月 実施計画調査に着手 (建設省)
- 昭和 63 年 4 月 建設事業に着手
- 平成 6 年 4 月 建設省から水資源開発公団 (現 独立行政法人水資源機構) に事業承継
- 平成 17 年 8 月 大阪府が水源計画を公表 [丹生ダムからの利水撤退を表明]
- 平成 21 年 4 月 国が淀川水系における水資源開発基本計画 (淀川フルプラン) を全部変更
利水者の撤退に伴い、丹生ダム建設事業が、水資源開発のための施設整備の対象から外れる。
 また、「なお、丹生ダム建設事業の見直しに係る諸調査は、当面の間は、水資源機構が引き続き行うものとする。」と記載される。
- 平成 21 年 12 月 国によるダム事業見直しにより、「検証対象ダム」に位置づけられる。
(検討主体：近畿地方整備局、水資源機構)
- 平成 28 年 6 月 検討主体が丹生ダム建設事業の検証に係る検討報告書を公表するとともに、国土交通大臣に検討結果を報告。
対応方針 (案) に「丹生ダム建設事業については「中止」することが妥当であると考えられる。」と記載。
- 平成 28 年 7 月 国土交通省が対応方針を決定
丹生ダム建設事業については「中止」

- 平成 28 年 11 月 利水 3 者共同で国土交通大臣に対し要望書を提出
- ・治水専用ダムを前提に検討が行われていた平成 21～28 年度の事業費に係る利水者の負担軽減について要望（機構法施行令第 32 条ただし書きの適用）
- 平成 28 年 12 月 水資源機構法の規定に基づく意見照会（下記 2 文書）[水資源機構→企業団]
- ・丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止について（照会）（12 月 15 日付）
 - ・丹生ダム建設事業に要する費用の負担の同意について（12 月 12 日付）
- 12 月 26 日付けで、水資源機構に対し、事業実施計画の廃止については異議ない旨、費用負担については同意する旨を回答

※この間、利水撤退に伴う「丹生ダム建設事業に関する事業実施計画」の廃止は、行われていない。

3. 費用負担について

（1）既負担額

- ① 旧建設省事業分（平成 4、5 年度） 約 19 億 5 千万円
- ② 水資源機構分（旧水資源開発公団分）[平成 6 年度以降～]
 - 1 次精算
 - 精算対象：平成 17 年度までの事業費とそれに係る平成 22 年度までの利息
 - 償還額：元利合計 約 122 億 5 千万円
 - 償還期間：平成 23～47 年度（25 年 50 期 据置期間なし）

（2）今後負担分

負担対象：平成 18 年度以降の事業費〔①〕及び
ダム建設事業中止に伴い追加的に必要となる費用（残事業費）〔②〕

負担額：総額 約 11.7 億円

①平成 18 年度以降の事業費に係る負担 約 4.7 億円

ただし、平成 21～28 年度の事業費に係る利水者負担は、ほぼ免除（治水専用ダムを前提に検討していた期間であることを考慮）

※免除額 約 3.9 億円

②総事業費 40 億円を基にした粗い試算 約 7 億円

なお、①、②とも支払時期により利息負担が別途生じる。

負担時期：原則、事業終了後に精算を行い、一括又は割賦で償還。

⇒利息負担の軽減を図るため、①、②ともに平成 29 年度に一括で支払う方向で機構と調整中。（平成 29 年度当初予算に 11.7 億円を計上）